

定 款

株式会社K2インターナショナルジャパン

施行：平成 8年 1月10日

変更：令和 3年 9月30日

第1章 総則	1
第1条 (商号)	1
第2条 (目的)	1
第3条 (本店の所在地)	1
第4条 (公告の方法)	1
第2章 株式	1
第5条 (発行可能株式の総数)	1
第6条 (株主の発行)	1
第7条 (株主の譲渡制限)	2
第8条 (相続人等に対する売渡請求)	2
第9条 (株主名簿記載事項の記載等の請求)	2
第10条 (質権の登録および信託財産の表示)	2
第11条 (株主の再発行)	2
第12条 (手数料)	2
第13条 (基準日)	2
第3章 株主総会	3
第14条 (招集)	3
第15条 (招集権者及び議長)	3
第16条 (決議の方法)	3
第17条 (議事録)	3
第4章 取締役及び代表取締役	3
第18条 (取締役の員数)	3
第19条 (代表取締役)	3
第20条 (取締役の選任)	3
第21条 (取締役の任期)	4
第22条 (報酬および退職慰労金)	4
第5章 計算	4
第23条 (事業年度)	4
第24条 (剰余金の配当)	4
第6章 附則	4
第25条 (定款に定めのない事項)	4

第1章 総則

(商号)

第1条 会社は、株式会社 K2 インターナショナルジャパン（以下、「会社」という）と称する。

(目的)

第2条 会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1, 英会話教室の経営
- 2, 海外における英会話教室の経営
- 3, 海外留学及び海外旅行に関する情報・資料の収集,企画及び販売
- 4, 海外投資及び海外移住に関する情報・資料の収集、企画及び販売
- 5, 学習塾,文化教室及び創作教室の経営並びにこれに関するノウハウの販売,経営指導及び業務受託
- 6, 各種イベントの企画,構成
- 7, 飲食店の経営
- 8, 移動式居酒屋ころもとの営業
- 9, 生鮮海産物並びに乾物の販売業
- 10, 食料品の販売業
- 11, 不動産賃貸業
- 12, 被災を受けた方への生活支援事業
- 13, 若者自立就労支援事業
- 14, 若年無業者に対する就労支援,就労訓練及び職業紹介事業
- 15, 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 会社は、本店を横浜市磯子区へ置く。

(公告の方法)

第4条 会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第5条 会社の発行可能株式総数は、76,800株とする。

(株券の発行)

第6条 会社の株式については、株券を発行する。

2 会社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券及び1000株券の4種とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 会社は、相続、合併その他の一般承継により会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、株式取得者が株券を提示して請求をしたとき等法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第10条 会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 会社の発行する株式の分割・併合又は株券の毀損・汚損等の事由により株券の再交付を請求するには、会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名捺印し、これに株券を添えて請求しなければならない。

2. 株券の喪失によりその再発行を請求するには、会社所定の書式による株券喪失登録申請書に請求者が署名又は記名捺印し、これに必要書類を添えて請求しなければならない。

(手数料)

第12条 前条に定める請求をする場合には、会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定す

るため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることが出来る。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名 押印又は電子署名をして10年間事務局に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条 会社は取締役4名以内とする。

(代表取締役)

第19条 会社の取締役が1名の場合は、その者が代表取締役となり、取締役が2名以上いる場合は、そのうちの1名を代表取締役とし、株主総会によってこれを定める。

(取締役の選任)

第20条 会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の過半数の決議によって選任する。

2. 会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、その選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(報酬および退職慰労金)

第 22 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 23 条 会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 24 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2. 剰余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附則

(定款に定めのない事項)

第 25 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

施行 平成 8 年 1 月 1 0 日

変更 平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日

変更 令和 3 年 9 月 3 0 日